

1. 寸法

1-1.

寸法は特記無き限り1.00=10/33mとする。

1-2.

施工に先立ち、すべての寸法、基準点、高さを確認する。

1-3.

寸法は特記無き限り、木軸通り芯で押さえるものとする。コンクリート工事完了後、すべての寸法、基準点、高さを確認し、調整範囲を超えるものがある場合、設計者に報告し、その指示に従う。

2. 工事範囲

2-1.

工事範囲は次の通りとする。

1. 建築本体工事

2. 造付家具工事

4. 電気設備工事

5. 空調設備工事

6. 給排水衛生設備工事

7. 外構工事

2-2.

設計図書は一般的、標準的部分を表記するものである。設計図書に明示無く、かつ類似の詳細の記載あるものは類似の詳細を応用するものとし、設計者の承認を得るべきものとする。設計図書に明示無くも構造上、機能上、意匠上不可欠なものはこれを全て含む。

3. 優先順位

3-1

設計図書に食い違いある場合、次の順に優先する。

1. 現場指示: 指示を受けた後請負者が図書化し、施主・管理者が承認した上で有効

2. 特記仕様書

3. 設計図: 原寸に近いものを優先

3-2.

工事に係わる材料、施工方法、形状、構造は本設計図書による他、住宅金融公庫の定める木造住宅工事共通仕様を満たすものとする。

3-3.

設計者の書面による許可無く工事の明らかな変更、修正をしてはならない。

3-4.

本設計図書の著作権は設計者の所有するものであり、設計者の書面による許可無く本設計図書を複製してはならない。本設計図書の複製は設計者の署名をもって有効なものとする。

4. 届け出等

4-1

請負者は請負工事の安全上必要な措置、手段、技術、段取り、順序等について全ての責任を負うものとする。

4-2

本工事上必要な官公署等への手続きは、遅滞無くこれを行い、その費用は本工事請負者が負担する。

4-3

関連法規による確認・許可等の表示は定められた形式を持って表示する。

4-4.

施工に先立ち全体工程表・現場職員名簿および責任者氏名ならびに連絡先を明記した協力業者リストを提出する。

4-5.

各工期の1週間前に月間工程表を提出する。

4-6.

週間定例打ち合わせを行う。

4-7.

工事の不具合、省略は速やかに設計者に報告しなければならない。

5. 木材

5-1

木工事用材は天竜川水系で調達可能なものについては天竜川水系産材とする。

5-2.

木工事用材は伐採現場にて葉枯らし充分の上、反り・狂い無き様天日乾燥充分のものをを用いる。

5-3.

寸面は仕上げ現寸とする。